

中小企業信用保険法第2条第5項第7号（金融取引の調整）
の申請手続きについて

◇ 提出書類

- (1) 認定申請書（様式第7）…2部
- (2) 経済産業大臣が指定する金融機関を含むすべての取引金融機関からの総借入金残高の分かるもの（直近及び前年同期における全取引金融機関からの借入残高証明書）

◇ 認定基準

- 法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。
- 指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。
- 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

◇ 注意事項

- (1) 指定金融機関を含むすべての取引金融機関からの総借入金残高の分かる書類については、原則として、取引金融機関すべての融資残高証明書（コピー可）を提出すること。また、証明書は、直近の残高及び前年同期の残高にかかるものであること。
但し、決算書により取引金融機関すべての直近の残高及び前年同期の残高が確認できる場合は、決算書（全取引金融機関からの借入の分かる部分）の提出に代えることができます。
- (2) 直近の残高とは、原則として、申請日から1か月以内のものであること。1か月より前の残高証明書を根拠とする場合は、その理由を申告すること。
- (3) 認定申請に際し、申請者が金融機関担当者等に事務を委任する場合は、委任状を提出すること（委任状の様式は任意とします）。

- ◇ 提出先 ひたちなか市役所 経済環境部 商工振興課
TEL 029-273-0111（内線1342）
FAX 029-276-3072

様式第7（中小企業信用保険法第2条第5項第7号関係）

中小企業信用保険法第2条第5項
第7号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者

住所

氏名

印

私は(注1)が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 金融機関からの総借入金残高のうち、(注1)からの借入金残高の占める割合
_____ % (A/B)

A 年 月 日の(注1)からの借入金残高 _____ 円

B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

2 (注1)からの借入金残高の減少率 _____ % ((D-C) / D × 100)

C 年 月 日の(注1)からの借入金残高 _____ 円

D 年 月 日 (Cの前年同期を記入のこと) の(注1)からの借入金残高 _____ 円

3 金融機関からの総借入金残高の減少率 _____ % ((F-E) / F × 100)

E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

F 年 月 日 (Eの前年同期を記入のこと) の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

(注1) 経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

(注2) 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び(注1)からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申し込みを行うことが必要です。